

# 青森県報

第四千四百十号

平成三十年  
二月九日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

○湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域の種類の指定……………(環境保全課) ……一

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……一

### 公 告

○自動車税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札(税 務 課) ……二

○個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札……………( 同 ) ……三

○換地処分……………(都市計画課) ……四

○建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……四

○右 同……………(三八地域) ……五

### 公 安 委 員 会

○役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格……………(交通企画課) ……五

### 収 用 委 員 会

○公示による通知……………(監 理 課) ……一〇

## 告 示

青森県告示第八十四号

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項の規定に基づき、湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域の種類を次のとおり指定する。

平成三十年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

次の表の水域の欄に掲げる湖沼が該当する水域の種類を同表の該当種類の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域の種類に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

水 域	該当類型	達成期間	指定水域の名称
十和田湖(全域)	生物A	直ちに	新井田川河口水域

### 備考

「該当類型」とは、水質汚濁に係る環境基準について(昭和四十六年十二月二十八日環境庁告示第五十九号)別表2の1の(2)のウの表に掲げる類型をいう。

### 青森県告示第八十五号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正し、平成三十年二月十日から施行する。

平成三十年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

### 第二号の表中

株式会社みちのく銀行田向支店

八戸市大字田向

を

株式会社みちのく銀行田向支店

八戸市田向三丁目

に改める。

## 公 告

## 自動車税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成三十年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

## 一 一般競争入札に付する事項

- 1 業務名 自動車税納税通知書等の作成業務
  - 2 業務内容 入札説明書による。
  - 3 業務期間 平成三十年四月二日から平成三十一年三月三十一日まで
  - 4 作成予定数量
    - (一) 自動車税納税通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり） 四十万二千通
    - (二) 自動車税納税通知書（データ印字のみ） 三万六千通
    - (三) 自動車税納税通知書兼減免通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり） 三千通
    - (四) 自動車税減額通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり） 一万通
    - (五) 自動車税口座振替不能通知書兼督促状（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり） 三百通
    - (六) 自動車税催告書（封筒作成、封入封かんあり） 三万一千通
    - (七) 自動車税徴収引受通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり） 一万九千通
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- 5 通知書等納入場所 青森県総務部税務課の指定する場所
  - 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
  - 2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の製造の請負に係る契約において、フォーム印刷の営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付された者であること。
  - 3 青森県内に本店又は支社、支店若しくは営業所等を有し、かつ本契約に相應の印刷設備を青森県内に有している者であること。
  - 4 一定以上の品質を有するコンビニ収納用バーコード（GS11128（旧UC

C/EAN1128）バーコード）及び郵便物のカスタマバーコードの生成及び印字をすることができる者であること。

5 入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札への参加を希望する者は、あらかじめ、二の4に定める能力を有することについて、自動車税納税通知書等の作成業務委託一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に關係書類を添えて、青森県総務部税務課長に申請し、審査を受けなければならない。なお、当該申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

2 關係書類

(一) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙にコンビニ収納用バーコード（GS11128（旧UCC/EAN1128）バーコード）を印字したもの 十種類

(二) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙に郵便物のカスタマバーコードを印字したもの 十種類

3 提出部数 各二部

4 提出期限 平成三十年三月二日

5 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部税務課税務電算グループ

電話 〇一七―七二二―一一一（内線二一六二）

6 審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県総務部税務課税務電算グループ

電話 〇一七―七二二―一一一（内線二一六二）

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎西棟 六階 C会議室

2 日時 平成三十年三月二十七日 午後一時三十分

3 その他 郵送又は電送による入札は、認めない。

六 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

- 七 入札保証金及び契約保証金に関する事項  
単価契約につき不徴収

- 八 契約書の取り交わしの時期  
平成三十年四月二日

九 落札者の決定方法

入札書に記載された通知書等ごとの金額にそれぞれ百分の八に相当する額を加算した金額が、それぞれ各通知書等の予定価格の制限の範囲内であり、かつ、これら金額に各通知書等の作成予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合算額が最低である者を落札者に決定する。

十 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- 2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- 3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額は、通知書等それぞれ一通当たりの金額とする。

- 4 入札手続の停止等

平成三十年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成三十年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

- 1 業務名 個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知書等の作成業務
- 2 業務内容 入札説明書による。

- 3 業務期間 平成三十年四月二日から平成三十一年三月三十一日まで

- 4 作成予定数量

- (一) 個人事業税納税通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり） 五千五百通

- (二) 個人事業税第二期分納付書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり） 四千四百通

- (三) 不動産取得税納税通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり、一部封入のみ） 一万七千八百通

- 5 通知書等納入場所 青森県総務部税務課の指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

- 2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の製造の請負に係る契約において、フォーム印刷の営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付された者であること。

- 3 青森県内に本店又は支社、支店若しくは営業所等を有し、かつ本契約に相應の印刷設備を青森県内に有している者であること。

- 4 一定以上の品質を有するコンビニ収納用バーコード（GS1128（旧UCC/EAN128）バーコード）及び郵便物のカスタマバーコードの生成及び印字をすることができる者であること。

- 5 入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

- 1 入札への参加を希望する者は、あらかじめ、二の4に定める能力を有することについて、個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知書等の作成業務委託一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に係る書類を添えて、青森県総務部税務課長に申請し、審査を受けなければならない。なお、当該申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

2 関係書類

- (一) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙にコンビニ収納用バー

コード(GS11128(旧UCC/EAN1128)を印字したもの 十種類

(二) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙に郵便物のカスタマバークードを印字したもの 十種類

(三) 平成三十年度自動車税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札に係る自動車税納税通知書等の作成業務委託一般競争入札参加資格審査申請書を提出した者は、前記(一)及び(二)の提出を要しない。

3 提出部数 各二部

4 提出期限 平成三十年三月二日

5 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部税務課税務電算グループ

電話 〇一七―七二二―一〇一(内線二一六三)

6 審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県総務部税務課税務電算グループ

電話 〇一七―七二二―一〇一(内線二一六三)

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎西棟 六階 C会議室

2 日時 平成三十年三月二十七日 午後二時

3 その他 郵送又は電送による入札は、認めない。

六 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

単価契約につき不徴収

八 契約書の取り交わしの時期

平成三十年四月二日

九 落札者の決定方法

入札書に記載された通知書等ごとの金額にそれぞれ百分の八に相当する額を加算した金額が、それぞれ各通知書等の予定価格の制限の範囲内であり、かつ、これら

金額に各通知書等の作成予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合算額が最低である者を落札者に決定する。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の条件

平成三十年度自動車税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札の落札者は、入札に参加できない。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額は、通知書等それぞれ一通当たりの金額とする。

5 入札手続の停止等

平成三十年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

#### 換地処分

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、八戸市から八戸都市計画事業売市第二土地区画整理事業施行地区の換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 五山建設工業株式会社

二 代表者の氏名 船橋誠

三 主たる営業所の所在地 青森市浪打二丁目二の八

四 許可番号 青森県知事許可(般一―二八)第一〇〇七四〇号

五 取消年月日 平成三十年一月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

七 建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年一月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 八戸鉄工建設株式会社

二 代表者の氏名 中里明光

三 主たる営業所の所在地 八戸市沼館一丁目六の一七

四 許可番号 青森県知事許可(般一―二九)第一〇〇一七

五 取消年月日 平成三十年一月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、機

械器具設置工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

青森県警察本部長告示第七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において、役務の提供を受ける契約(安全運転管理者等講習(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百八条の二第一項第一号に規定する講習をいう。)業務に係るものに限る。以下「役務契約」という。)を一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)、競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の申請の時期及び方法等を次のとおり定めたので、令第六百六十七条の五第二項及び第六百六十七条の十一第三項において準用する令第六百六十七条の五第二項の規定により公示する。

平成三十年二月九日

青森県警察本部長 住 友 一 仁

一 競争入札参加資格

1 資格審査の対象となる者は、道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号。以下「道交法施行規則」という。)第三十八条の三前段に規定する者で、県と役務契約を締結することを希望するものであって、次のいずれにも該当しないものとする。

(一) 令第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者(ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。)

(二) 令第六十七條の四第二項各号(令第六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。)に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(三) 営業に関し許認可等を必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者

(四) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「法」という。))第二条第二号に規定する暴力団をいう。

(五) 次に掲げる者に該当する者

ア 暴力団員(法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。)

イ 役員等(法人にあつては役員であつて経営に事実上参加している者、法人でない団体にあつては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人(支配人、本店长、支店长その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))をいう。以下同じ。))が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者

ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに關し金品その他財産上の利益の供与(以下この号において「金品等の供与」という。))をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B又はCの三等級のいずれかに格付された者であつて、当該契約の予定金額に対応する等級(二十万円以上にあつてはA、百五十万円以上二十万円未満にあつてはA又はB、百五十万円未満にあつてはA、B又はCをいう。以下同じ。))の格付にある者とする。

(一) 平均生産額又は販売額

資格審査の申請をする日(以下「審査基準日」という。))の直前二年の各事

業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算(以下「決算」という。))における自己資本額(純資産の部の合計額)

イ 決算における事業に従事する職員数

(三) 経営比率

決算における流動比率(流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。))

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。))第四十三条第七項に規定する事業主にあつては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者(障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有し、障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者をいう。))の雇用人数とする。

(六) ISO 認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格(ISO 9001:14001)の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約の予定金額に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約の予定金額に対応する等級以外の等級の格付にある者を、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

平成三十年二月九日から同月二十三日までとする。  
ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りではない。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書(様式第一号。以下「申請書」という。))に次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部交通部交通企画課に

提出して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表(様式第二号)

(二) 商業登記事項証明書の原本又は写し

(三) 財務諸表(審査基準日の直前二年の各事業年度における決算に係るもの)  
貸借対照表、損益計算書

(四) 納税証明書(審査基準日直前の事業年度一年分)

法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税及び法人住民税(申請者の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税)等全  
ての納税証明書

(五) 許認可証等の写し

契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、  
当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

(六) 障害者雇用状況報告書の写し

(七) ISO認証取得登録証の写し

(八) 役員等一覧表(様式第三号)

(九) その他必要書類(道交法施行規則第三十八条の三前段の規定に係る審査に要  
するもの)

2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(九)までの添付書  
類について外国語で作成されているものには日本語による翻訳文を付記又は添付  
するものとする。

3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令  
第九十五号)第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算  
し、記載しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による資格審査の結果の通知に  
おいて指定する日から平成三十三年三月三十一日までとする。

七 申請書の記載事項の変更届等

申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止  
したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更  
(休・廃業)届(様式第四号)を、青森県警察本部交通部交通企画課を経由して、

青森県警察本部長に提出しなければならない。

ただし、1から3までに係る事項について、その内容が登記事項に関するもので  
ある場合には、商業登記事項証明書の原本又は写し及び役員等一覧表(様式第三  
号)を添付するものとする。

1 商号又は名称

2 本店又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

3 代表者又は年間委任状の受任者の職及び氏名

4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

八 競争入札参加資格の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者は、平成三十三年二月に予定している同年  
四月一日以降の期間についての資格審査の対象、資格審査の申請の時期及び方法等  
に係る公示に基づき更新手続を行わなければならない。

様式第1号

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約（安全運転管理者等講習業務に限る。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 希望する業務 記
- 2 希望する業種（複数業種記入禁止）

役務の提供

注） 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

様式第2号

経営規模等総括表

区分 新規・継続

区分 役務の提供

審査値	格付
-----	----

フリガナ 商号又は 住所又は 住たる営業 の所在地	〒	代表者 氏名
本申請の 担当者	部署名 担当姓名	電話番号 FAX番号 電話番号 FAX番号
希望する 業務	役務の提供	
希望する 業種		

平均は 販売額	直前第2年度決算	直前第1年度決算	平均生産額 (①+②)/2	役 務
	①	②		
自己資本 額	資本金(元入金) 総資産合計(次年度繰越純資本金額)			
職 員 数	技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他 人	計 人
経 営 比 率	流動資産( ) / 流動負債( ) × 100 = %			
営 業 年 数	創 業 日 年 月 日	現 組 織 変 更 日 年 月 日	営 業 中 断 期 間 年 月 ~ 年 月	通 算 年 数 年
障 害 者 雇 用 状 況	障害者雇用状況報告義務 法定雇用率達成 有 ・ 無 雇用障害者数 有 ・ 無 人			
I S O 認 証 取 得	有 (ISO9001 又は ISO14001) 無			

注） 太枠の欄は記入しないでください。

(単位：千円)





様式第4号

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届

青森県の競争入札参加資格申請書を提出していますが、

記載事項について下記のとおり変更したので  
次のとおり営業を 休業 ・ 廃業 したので  
届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

変更事項	変更前	変更後	変更月日	備考

2 休・廃業

休業期間 年 月 日 ～ 年 月 日  
 廃止月日 年 月 日

注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4縦長とする。

収 用 委 員 会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることができなないので、同令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成三十年二月九日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

- 一 通知すべき書類の名称  
審理の開始について（通知）
- 二 通知を受けるべき者  
別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所  
青森県国土整備部監理課内
- 四 その他  
一の書類は、平成三十年二月二十二日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

別表

氏 名	住 所
土地所有者不明 ただし、登記記録の所有者 遠藤 治雄	東京都台東区谷中七丁目11番11号

<p>(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社</p>	<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭</p>
---	--	--